



第 1 章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景
2. 地域保健福祉施策の基本理念と基本方針
3. 計画の位置付け
4. 計画策定の過程
5. 豊島区の高齢者施策の基本方針と基本目標

1 . 計画策定の背景

介護保険制度は、加齢により介護等が必要になったとしても、高齢者が尊厳を保持し、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、社会全体で高齢者の介護を支えることを目的として、平成12年4月にスタートしました。

制度発足当時約5,000人だった豊島区の要介護認定者数（第1号被保険者）は、平成28年度末には11,523人と2倍以上になりました。第1号被保険者数の年齢区分では、平成28年度に後期高齢者（75歳以上）が前期高齢者（65歳以上75歳未満）を上回りました。年齢が上がるにつれ、要介護認定を受ける割合は高くなることから、要介護認定者数の急激な増加も予想され、地域全体で介護を支える体制づくりがさらに重要となります。

また、都市部の中でも人口密度が高いことや、一人暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯数が多いことなど、豊島区の地域の特性に合わせて、高齢になっても地域で孤立することなく、できる限り住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、住まいを基本として、医療・介護・介護予防、自立した日常生活の支援等を包括的かつ継続的に提供できる体制を整備していくことが求められています。

国は「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」を成立させ、地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保を図るべく、以下のような介護保険制度の改正を行っています。

- 自立支援・重度化防止に向けた、保険者機能の強化等の取組みの推進
- 「介護医療院」の創設など医療・介護の連携の推進等
- 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進
- 2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割へ引き上げ
- 介護納付金への総報酬割の導入

豊島区はこれまで、「介護予防の推進」、「認知症施策の推進」、「医療と介護の連携」を取組みの柱とし、基幹型センターの設置による、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の機能の充実・強化や、平成28年4月からスタートした介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）を含めた地域支援事業の強化に努めてきました。

こうした取組みをさらに推進し、地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、制度改正の内容を踏まえ、高齢者の自立支援と要介護の重度化防止を図り、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供される基盤を構築するため、「地域包括ケア計画」として「高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定するものです。

2 . 地域保健福祉施策の基本理念と基本方針

豊島区では、区民等の参画と協働を基本とした、基本構想に掲げる将来像「未来へ ひびきあう人 まち・としま」の実現に向け、その具体化を図る基本計画と整合性を図るとともに、以下の理念・方針のもと地域保健福祉の推進を図ります。

基本理念

「個人の尊厳が守られ、
すべての人が地域でともに支え合い、
心豊かに暮らせるまち」

基本方針

人間性の尊重と権利の保障

高齢者、障害者、子ども、外国人をはじめとする、すべての区民の人間性が尊重され、心身の機能が低下した場合においても一人ひとりの権利が守られるよう制度の普及、活用を推進します。

自己決定の尊重

保健福祉サービスを利用するにあたり、区民一人ひとりの自己選択、自己決定が尊重され、個人としての自己実現を図れるよう支援します。

健康で自立した地域生活の促進

すべての区民がそれぞれの状況や能力に応じ、必要な支援を受けることにより、主体的に社会参加し、健康で自立した地域生活が営める仕組みを構築します。

区民をはじめ、地域活動団体などと区が協働する「新たな支え合い」による地域保健福祉の推進

主体的に活動する区民をはじめ、ボランティア、NPO法人、地域活動団体等と区が協働することにより地域保健福祉を推進する新たな支え合いによる地域社会を築きます。

サービスの総合化

身近なところでの総合相談や、サービスの適切な利用を支援する体制を構築するとともに、保健・医療・福祉の連携をさらに進め、雇用・住宅・交通・教育などの様々な生活関連分野との連携を図り、総合的な支援を行います。

3. 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

この計画は、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」であるとともに、介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」を、一体のものとして策定するものです。

また、豊島区の地域保健福祉施策に係る総合計画である「豊島区地域保健福祉計画」の、高齢者福祉分野における目標と具体的な施策を示すものになります。

【計画の位置づけと区基本計画、関連計画との関係】



関連計画の根拠となる法令

【計画名】

豊島区地域保健福祉計画
 豊島区高齢者福祉計画
 豊島区介護保険事業計画
 豊島区障害者計画
 豊島区障害福祉計画
 豊島区障害児福祉計画
 豊島区健康プラン
 豊島区食育推進プラン
 豊島区がん対策推進計画
 豊島区歯と口腔の健康づくり推進計画

豊島区子どもプラン
 豊島区子ども・子育て支援事業計画
 豊島区子ども・若者計画

【法令上の名称】

地域福祉計画
 老人福祉計画
 介護保険事業計画
 障害者計画
 障害福祉計画
 障害児福祉計画
 健康増進計画
 食育推進計画
 がん対策推進計画
 歯と口腔の健康づくり推進計画

次世代育成支援行動計画
 子ども・子育て支援事業計画
 子ども・若者計画

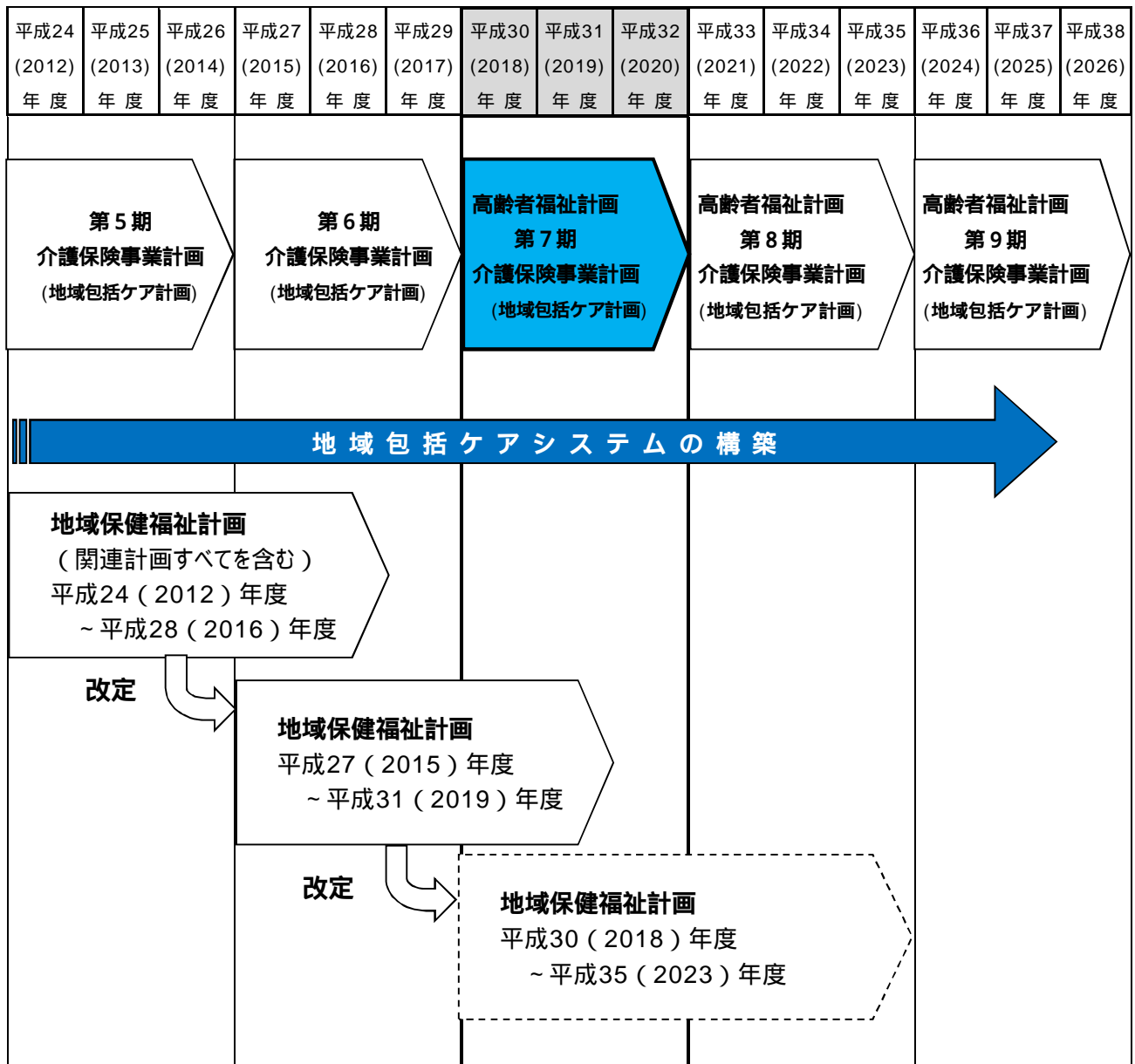
【根拠規定】

社会福祉法第107条
 老人福祉法第20条の8
 介護保険法第117条
 障害者基本法第11条
 障害者総合支援法第88条
 児童福祉法第33条の22
 健康増進法第8条
 食育基本法第18条
 豊島区がん対策推進条例第10条
 豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例第8条
 次世代育成支援対策推進法第8条
 子ども・子育て支援法第61条
 子ども・若者育成支援推進法第9条

(2) 計画期間

計画期間は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間です。

この3年間の見通しを示すだけでなく、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年度に向けて、地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、今後さらに進展することが見込まれる人口の高齢化や生産人口の減少を見据え、中長期的な視野に立った施策を展開していくための計画とします。



4 . 計画策定の過程

(1) 会議体による検討

第 7 期介護保険事業計画推進会議での検討

豊島区介護保険事業計画推進会議（以下「推進会議」といいます。）は、介護保険事業の円滑な運営や、高齢者福祉施策の推進を図るため設置されています。

学識経験者、保健医療関係者、社会福祉関係者及び事業者のほか、公募により被保険者にも参画いただき、平成27年7月の初会合以来、第6期介護保険事業計画(以下「第6期計画」といいます。)の進捗管理や高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（以下「第7期計画」といいます。）の策定に向け、様々な検討を進めてきました。第7期計画についても、引き続きこの推進会議で進捗管理を行い、着実に実行していきます。



〔推進会議開催の様子〕

関連する会議体やプロジェクトチームによる検討

高齢者施策に係る様々な課題について、高齢者福祉の総合的な推進を図るため、推進会議のほか、地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議など、様々な会議体で検討を重ねるとともに、医療・介護・高齢者福祉の関係課による横断的なプロジェクトチームを庁内に設置し、各会議体の審議と並行して、具体的な取組み内容や手法等の検討を行ってきました。



(2) 介護保険アンケート調査の実施

〔調査の目的〕

この調査は、第6期計画から引き続く方針に基づき、団塊の世代が後期高齢者となる平成37（2025）年を見据えた「地域包括ケア計画」として策定するにあたり、地域の課題や要介護度の悪化に影響等を与える日常生活の実態、介護する家族の状況等について把握し、計画策定に必要な基礎資料を得ることを目的に実施しました。

〔調査概要〕

調査方法：郵送配布 - 郵送回収

調査期間：平成28年11月24日（木）から12月12日（月）まで

調査名	調査対象	抽出数	有効回収数 (有効回収率)
日常生活圏域 ニーズ調査	豊島区内在住の65歳以上の人で、要支援・要介護認定を受けていない人及び要支援1・2、要介護1・2の認定を受けている人	4,500人	2,285 (50.8%)
要介護認定者 調査	要介護3～5の認定を受けている人で、居宅サービスまたは地域密着型サービスを利用している人とその介護者	1,500人	692 (46.1%)
ケアマネジャー調査	平成28年9月にケアプラン作成の実績がある、豊島区内の居宅介護支援事業所で働いているケアマネジャー	92人	62 (67.4%)
介護サービス 事業所調査	豊島区内に所在するサービス提供事業所（居宅介護支援事業所を除く）	203 事業所	120 (59.1%)

(3) パブリックコメントの実施

推進会議での検討結果を取りまとめた「豊島区高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（素案）」を平成29年12月に作成し、計画策定段階において広く区民から意見を求めるため、上位計画である「豊島区地域保健福祉計画（素案）」と合わせて、パブリックコメントを行いました。

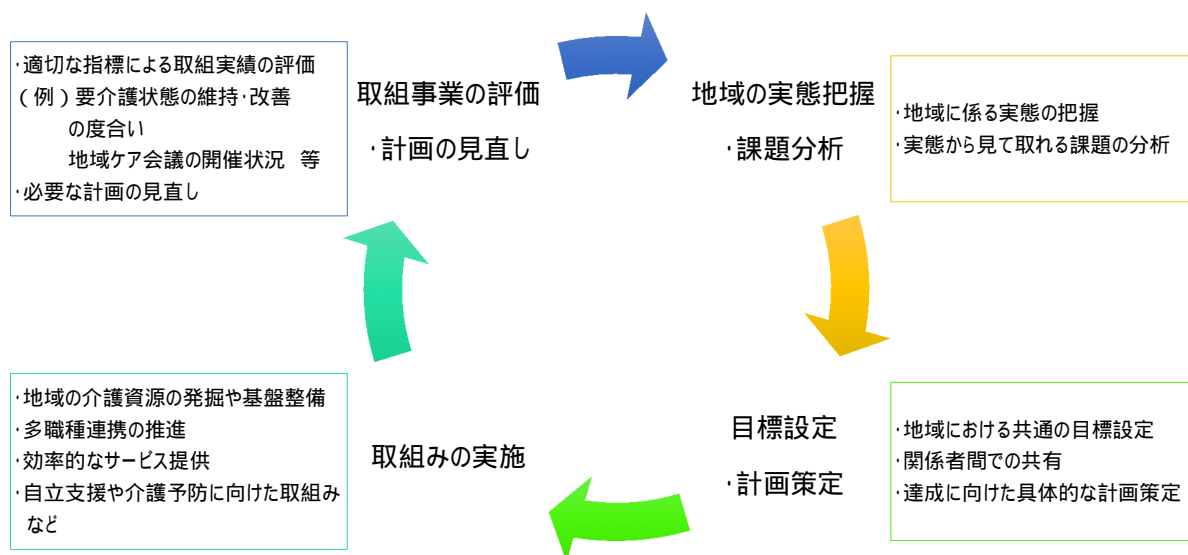
(4) 計画の点検・評価

高齢者が自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止の取組みを推進するためには、豊島区の保険者としての機能を強化し、豊島区の特性を活かした地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、その取組みを深化させていくことが求められます。

豊島区では、地域における実態の把握、課題の分析から取組事業の評価、計画の見直しに至るPDCAサイクルをこの計画に關係する様々な取組みに取り入れ、繰り返し実施していくことで、豊島区の保険者としての機能の強化に努め、介護保険制度の理念の実現をめざします。

また、定めた目標及び施策を実情に即した実効性のある内容としていくためには、定期的に施策の実施状況や目標の達成状況に関する調査、分析及び評価を行い、必要な計画の見直しを行っていくことが重要となります。豊島区では、こうした取組みについて推進会議を通じて計画の進捗管理と評価を行うとともに、その評価の結果を公表していきます。

PDCAサイクルを活用した計画の点検・評価



5 . 豊島区の高齢者施策の基本方針と基本目標

豊島区がこれまで取り組んできた地域包括ケアシステムの構築を、より一層進め深化させていくためには、区民をはじめ、多様な関係者が共有できる目標を定め、その目標を達成するための取組みを進めていくことが重要です。

地域包括ケアシステムの構築は、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を目途に進めていますが、平成52（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化はさらに進展することが見込まれています。

そこで、豊島区の地域保健福祉の基本理念・基本方針を踏まえ、今後の豊島区の高齢者施策の基本方針と基本目標を以下のとおり定めます。

この基本方針と基本目標に基づき、様々な施策を推進することで、豊島区における地域包括ケアシステムの実現をめざします。

基本方針

「地域で互いに支え合い、
安心して暮らせる地域包括ケアシステムの実現」

基本目標

- 1 高齢者が活躍できる場の充実による社会参加の促進
- 2 介護予防・生活支援強化による在宅生活の限界点の向上
- 3 日常生活に係る相談から必要なサービス提供につなげる支援体制の充実
- 4 持続可能な介護保険制度の維持に向けた適切な運営